



M6	M7	M8
N6	N7	
O6	O7	

- 凡例
- 都市機能誘導区域
  - 居住誘導区域

誘導施設

- [都心地区]**
- 医療施設**  
(地域医療支援病院)  
・医療法第4条1に規定される地域医療支援病院
- 総合福祉センター**  
・松山市総合福祉センター条例(平成22年条例第16号)に規定される総合福祉センター
- 商業施設(スーパー・百貨店等)**  
・以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設  
□ 日本標準産業分類(総務省: H25. 10改訂)の小分類のうち、  
561 「百貨店、総合スーパー」  
569 「その他の各種商品小売業」  
581 「各種食品小売業」  
582 「野菜・果実小売業」  
583 「畜肉小売業」  
584 「鮮魚小売業」
- 商業施設(温浴施設)**  
・松山市温浴事業施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第1号)に規定される公衆浴場
- 教育施設(大学・短大・専修学校)**  
・学校教育法第1条に規定される大学  
・ " 第13条に規定される専修学校  
・ " 第134条に規定される各種学校
- 文化施設(図書館・美術館・博物館等)**  
(図書館、美術館、博物館等)  
・図書館法第2条第1項に規定される図書館  
・博物館法第1条1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設
- 文化施設(ホール)**  
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

- [その他地区]**
- 商業施設(スーパー・百貨店等)**  
・以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設  
□ 日本標準産業分類(総務省: H25. 10改訂)の小分類のうち、  
561 「百貨店、総合スーパー」  
569 「その他の各種商品小売業」  
581 「各種食品小売業」  
582 「野菜・果実小売業」  
583 「畜肉小売業」  
584 「鮮魚小売業」
- 教育施設(大学・短大・専修学校)**  
・学校教育法第1条に規定される大学  
・ " 第13条に規定される専修学校  
・ " 第134条に規定される各種学校
- 文化施設(図書館・美術館・博物館等)**  
(図書館、美術館、博物館等)  
・図書館法第2条第1項に規定される図書館  
・博物館法第2条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設
- 文化施設(ホール)**  
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

**[誘導区域と災害ハザード]**  
・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。  
・災害ハザードの詳細は、「改訂版まつま防災マップ」、「まつま内水ハザードマップ」、愛媛県HPなどでご確認ください。

